

別表(第4条関係)

補助事業	補助対象施設	補助基準額	補助対象経費																												
保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)	ア 保育所 イ 幼保連携型認定こども園 ウ 小規模保育事業所 エ 事業所内保育事業所 (ただし、ともに本市以外が設置したもの)	補助対象経費から寄付金その他収入額を引いた額と以下対象機能のうち、導入する機能数に応じた基準額(下表のとおり)を比較して少ない方の額の3/4(1,000円未満切捨て) (導入機能) A 保育に係る計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 (円) <table border="1" data-bbox="869 491 1480 791"> <thead> <tr> <th>導入機能数</th> <th>端末購入等</th> <th>基準額</th> <th>補助基準額 (×3/4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1機能</td> <td>無</td> <td>200,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>2機能</td> <td>無</td> <td>400,000</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>3機能</td> <td>無</td> <td>600,000</td> <td>450,000</td> </tr> <tr> <td>1機能</td> <td>有</td> <td>700,000</td> <td>525,000</td> </tr> <tr> <td>2機能</td> <td>有</td> <td>900,000</td> <td>675,000</td> </tr> <tr> <td>3機能</td> <td>有</td> <td>1,000,000</td> <td>750,000</td> </tr> </tbody> </table>	導入機能数	端末購入等	基準額	補助基準額 (×3/4)	1機能	無	200,000	150,000	2機能	無	400,000	300,000	3機能	無	600,000	450,000	1機能	有	700,000	525,000	2機能	有	900,000	675,000	3機能	有	1,000,000	750,000	保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	導入機能数	端末購入等	基準額	補助基準額 (×3/4)																											
1機能	無	200,000	150,000																												
2機能	無	400,000	300,000																												
3機能	無	600,000	450,000																												
1機能	有	700,000	525,000																												
2機能	有	900,000	675,000																												
3機能	有	1,000,000	750,000																												
上記ア～エに該当する施設のうち、こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)を実施する施設	補助対象経費から寄付金その他収入額を引いた額と基準額を比較して少ない方の額の3/4(1,000円未満切捨て) 基準額 補助基準額 1施設あたり 200,000円 × 3/4 = 150,000円																														